

お知らせ

医療機能評価 Ver.4.0 を取得（認定）しました！

認定期間 2006年10月16日～2011年10月15日



医療機能評価とは

国民が、適切で質の高い医療を、安心して受けることができることは、医療を受ける立場からも、医療を提供する立場からも、等しく望まれています。

病院をはじめとする医療機関が提供するさまざまな医療サービスが患者の望んでいる内容と質で提供されているか、医療機関での日々の診療活動のなかで発生する課題をきちんと改善できているか、また改善の努力を怠っていないか。財団法人日本医療機能評価機構による病院

機能評価とは、こうした病院の現状と課題点を明確にするため、第三者による評価を行い、改善が認められる病院に対して認定証が発行されるものです。

次のようなことが評価されました。

- 1 病院組織の運営と地域における役割
 - 2 患者の権利と安全の確保
 - 3 病養環境と患者サービス
 - 4 診療の質の確保
 - 5 看護の適切な提供
 - 6 病院経営管理の合理性
- などあらゆるサイドから570項目にわたり評価されました。今後も認定にふさわしい病院であり続けるため、患者様が安心して質の高い医療が受けられるよう努めてまいります。

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

【第18回特別給付金または第20回特別給付金を受給されていた戦傷病者の妻の場合】次のいずれかの制度の対象です。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金の「継続支給」
 ・戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給・傷病年金・特別傷病恩給・傷害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

【新たに戦傷病者の妻となられた場合】
 ○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

○平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

【請求期限】

平成21年9月30日まで

【受付窓口】

市役所高齢福祉課 高齢福祉係
 ☎21111 (内線177)

長浜支所市民福祉課
 ☎5211111

脇川支所市民福祉課
 ☎342340

河辺支所市民福祉課
 ☎3921111

第24回大洲市

健康マラソン大会

～家族で、仲間で、参加者募集！～

日時

2月4日(日) 午前9時30分から
 ※荒天時は2月11日(日)に延期

受付時間

午前8時40分～午前9時20分

集合場所

八幡浜・大洲地区運動公園陸上競技場(平野運動公園)

コース

八幡浜・大洲地区運動公園内周回コース

参加資格

市内に居住または勤務・通学している健康な人

申込期日 1月19日(金) 必着

《距離と部門》

2キロコース

60歳以上/ファミリー(老若男女可、小学3年以下は保護者同伴)

2・5キロコース

小4男子/小4女子/小5男子

小5女子/小6男子/小6女子/中1男子/中1女子/中2男子/中2女子/中3男子/中3女子/一般男子/高校女子/一般男子(40歳以上)/一般女子

4・5キロコース

高校男子/一般男子/一般男子(40歳以上)

【申し込み・問い合わせ先】

教育委員会市民体育課内

大洲市体育協会

☎211734 (直通)

大洲市行政改革のお知らせ

大洲市行政改革のお知らせ 「パブリックコメント（意見公募）」を実施します

昨年度策定いたしました大洲市集中改革プランは、P（計画）D（実行）C（検証）A（改善）のサイクルによって、毎年度見直しすることとしています。

平成17年度の実績は、「広報11月号」でお知らせいたしましたように、現在、市の公式ホームページや本庁・各支所の窓口において閲覧できるようになっています。

今回は、昨年度の実績・今年度の進捗状況を踏まえて、集中改革プランの素案（平成18年度見直し版）を策定いたしましたので、この見直しの素案に対する市民の皆さんのご意見を募集しています。

次の方法でご意見を寄せていただきますようお願いいたします。

●意見募集期間 平成18年12月末日から平成19年1月末日予定

●集中改革プランの素案（平成18年度見直し版）の入手方法
・大洲市公式ホームページ掲載
・大洲市役所本庁（行政改革推進課）、長浜、肱川、河辺支所窓口（閲覧用・配布用）

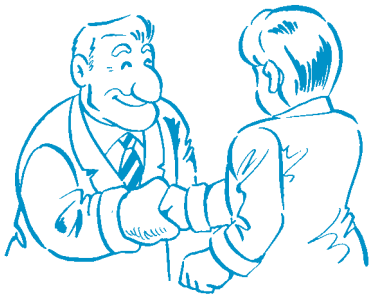
◆意見の提出方法

●郵送による意見提出
〒795-8601 大洲 690-1 行政改革推進課 宛

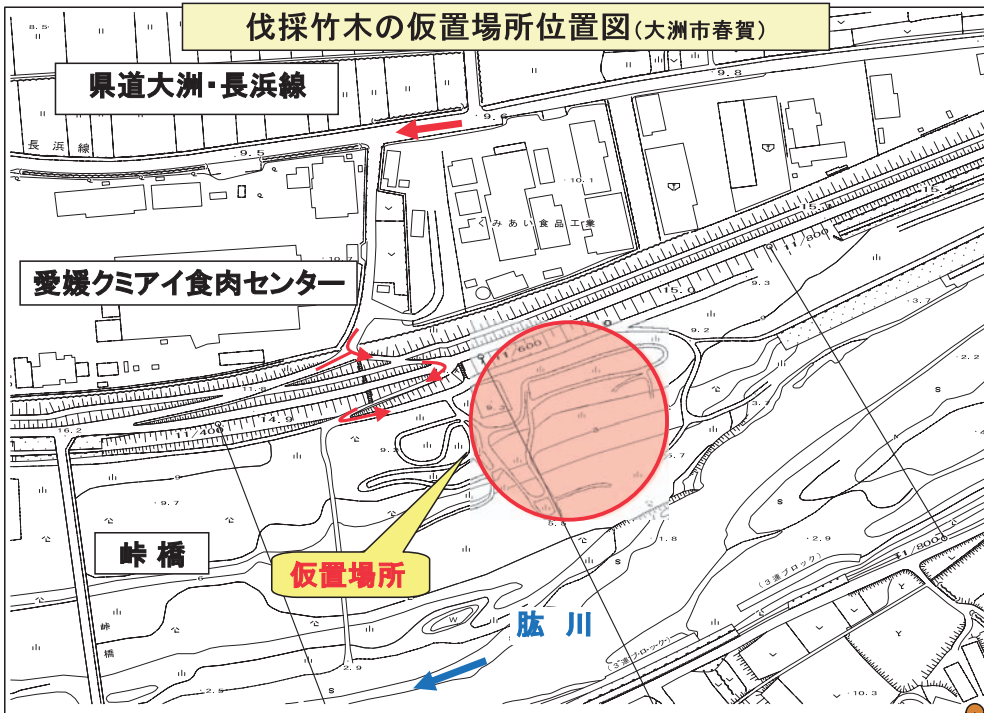
●Eメール（市の公式ホームページから提出できます）
FAXによる意見提出（ファクス番号 242228）

●市民ポストによる意見提出（市役所、各支所、旧大洲市内の公民館等の窓口設置）

*ご意見提出の際には、住所・氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス）をご記入ください。



肱川の伐採竹木はいりませんか？



工事で伐採した竹木を地域住民の皆様にご有効利用していただければと考えております。そこで、一定期間峠橋上流の高水敷きに仮置きしますので、ご希望の方は下記期日に自由にお持ち帰りください。

なお、積み込み、運搬は各自で行ってください。また、積み込み・運搬時の事故等については国土交通省では責任を持ちません。また、札付け等による予約・とりおき等の対応は致しませんので、必要な伐採竹木をその都度お持ち帰りください。

- 開放期間：現在～平成19年2月下旬までの土・日曜日（午前8時～午後5時）
- 仮置場所：大洲市春賀 愛媛クミアイ食肉センター前河川敷（峠橋上流側の高水敷）
- 問い合わせ先：国土交通省 大洲河川国道事務所 肱川出張所 ☎25-4649

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「※三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、**一律10%に**
（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

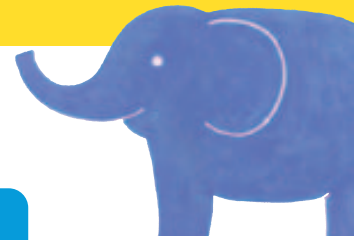
※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは左のページをご覧ください）

※三位一体改革 ①国庫補助金の削減（国が関与するお金を減らす。）
 ②地方交付税の見直し（地域間格差を是正するための国からの交付金を再検討する。）
 ③税源移譲（税源を国税から地方税に移して、地方が自由に使えるお金を増やす。）

税源移譲②



◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

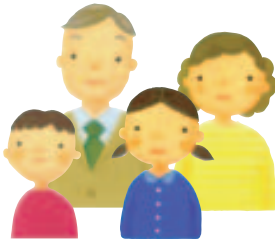
平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年
住民税 196,000円
・定率減税 △14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 △26,300円
合計 418,000円

平成19年
住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年度
住民税 **非課税**
所得税 34,800円
・定率減税 △6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度
住民税 19,900円
・定率減税 △1,500円
・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$ △12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 △3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度
住民税 37,300円
・住民税 × $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111(内線129、130、131)